

## 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の性格 .....	4
3 計画期間 .....	5
4 計画の構成 .....	5
5 子ども・子育て支援新制度 .....	6
(1) 子ども・子育て支援新制度の概要	
(2) 幼児教育・保育の無償化	
6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策 ...	9
(1) 都道府県設定区域の設定	
(2) 量の見込みと確保方策	

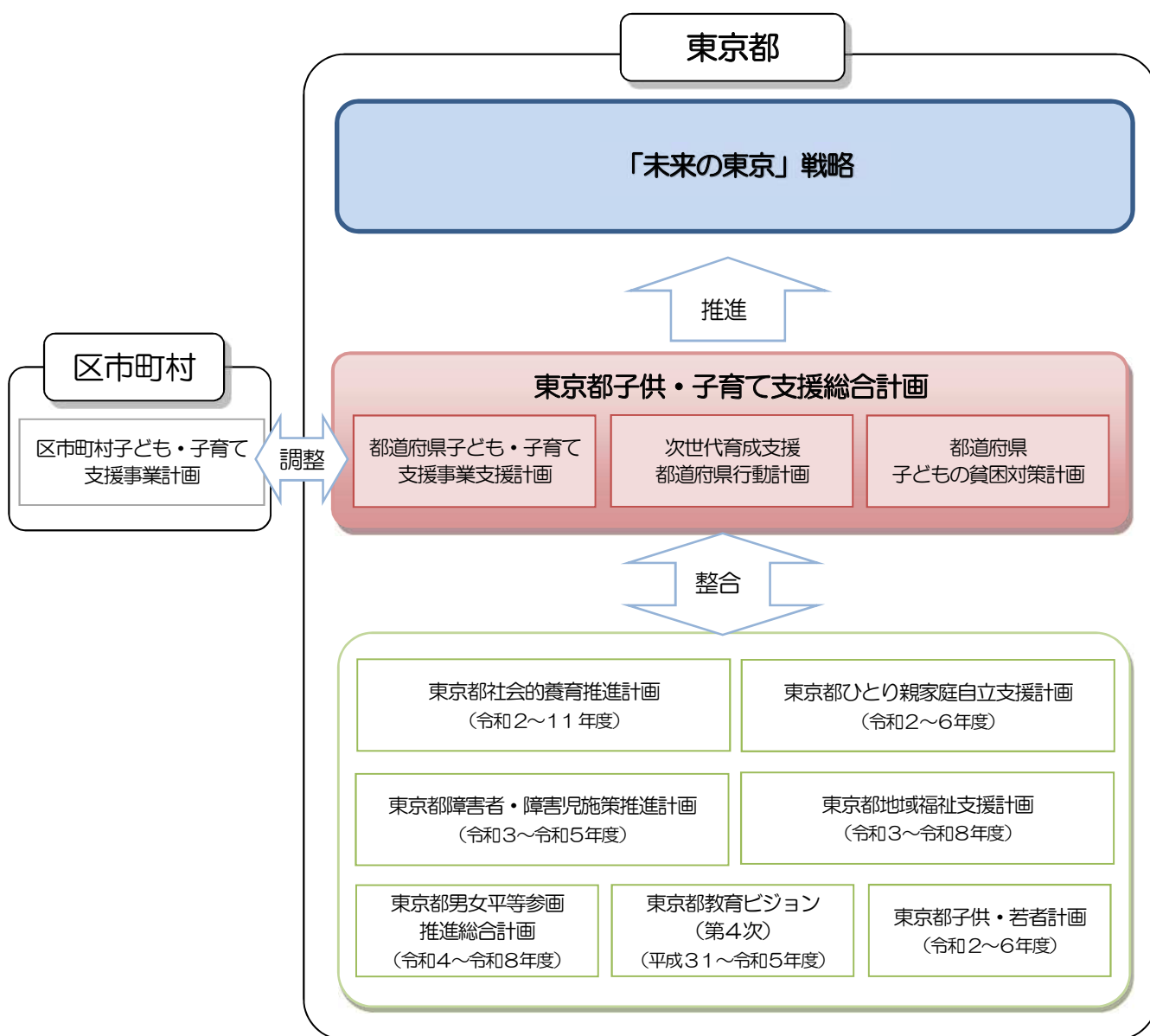
## 1 計画策定の趣旨

- 我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化したこと、子育てと仕事とを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められました。
- そうした状況を受けて、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとされました。
- また、10年間の集中的な取組を進めるものとして平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）も改正され、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が令和 6 年度末まで 10 年間延長されました。
- 平成 26 年 1 月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行されました。
- 平成 26 年 7 月には、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）が告示されました。
- こうしたことを踏まえ、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画として、平成 26 年度末に「東京都子供・子育て支援総合計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。
- 平成 29 年度末には、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値の更新並びに子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確化するなど、第 1 期計画の中間見直しを行いました。

- 国においては、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、令和元年5月、子ども・子育て支援法を改正し、同年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。
- また、令和元年6月には、子どもの貧困対策法の改正により、子供の意見の尊重や包括的かつ早期に支援を講ずることを基本理念に加えるとともに、同年11月に、新たな子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定し、さらなる施策の推進を図ることとされました。
- 都においては、令和元年12月、今後の都政運営の新たな指針として『未来の東京』戦略ビジョン』を取りまとめました。ビジョンでは、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」を掲げ、2030年に向けた戦略として、「子供の目線に立って、あらゆる負担を徹底的にサポートする」「子供に身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する」「『チルドレンファースト』を社会に浸透させる」を提示しています。
- こうした状況や、これまでの都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、令和2年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。
- 本計画策定後、都は、新たな都政の羅針盤となる『未来の東京』戦略』を令和3年3月に策定し、子供の笑顔のための戦略を第一に掲げました。
- また、令和3年4月には、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化するとともに、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を施行しました。
- 令和4年4月には、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、子供政策連携室を設置しました。
- 一方、約3年にわたる新型コロナウイルス感染症の流行が東京の子供や子育て家庭に影響をもたらしたほか、令和4年の全国の出生数は、80万人を下回る見通しとなりました。
- 今回（令和4年度）の中間見直しでは、こうした経緯や、これまでの取組の成果などを踏まえ、新規事業の追加や、保育サービス・学童クラブの整備目標の更新などを行っています。

## 2 計画の性格

- 本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを合わせて一体的に策定するものです。
- また、本計画は、「『未来の東京』戦略」を推進する計画と位置付けるとともに、東京都の他の関連する計画と整合を図り、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



### 3 計画期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。
- 各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年である令和4年度に計画の見直しを行いました。

### 4 計画の構成

- 本計画は、5つの章で構成しています。
- 第1章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。
- 第2章では、東京における子供と家庭をめぐる状況を俯瞰します。併せて、子供と家庭への支援などの施策について、これまでの都の取組を概観します。
- 第3章では、目標ごとに施策の方向性と、具体的な都の取組を示します。
- 第4章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。
- 第5章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会・都民の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

## 5 子ども・子育て支援新制度

### (1) 子ども・子育て支援新制度の概要

新制度では、就学前の子どもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。

令和元年（2019年）の子ども・子育て支援法の一部改正により同年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

#### ◆ 新制度における給付・事業

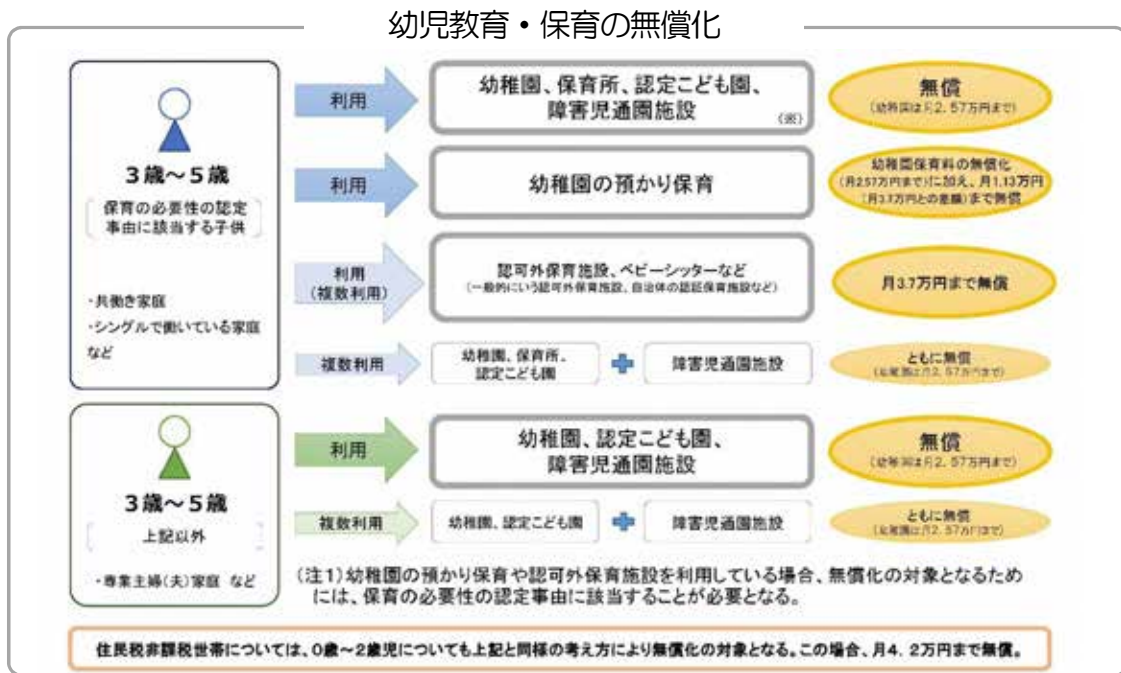
子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付 児童手当等に基づく児童手当等の給付	区市町村主体
	子どものための教育・保育給付 教育・保育給付認定子どもが幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園において特定教育・保育等を受けた場合の給付 ① 施設型給付費 …幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園 ② 地域型保育給付費…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	
	子育てのための施設等利用給付 ※令和元年10月から 施設等利用給付認定子どもが幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 ■施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
地域の実情に応じた子育て支援	地域子ども・子育て支援事業 ①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪妊婦健康診査事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	区市町村主体
	仕事・子育て両立支援事業 ■企業主導型保育事業 …企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成） ■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 …繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援	

## (2) 幼児教育・保育の無償化

- 幼児教育の重要性と子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、区市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月に施行されました。この法改正等に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供の利用料が無償化されました。

区分	概要	
幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供	対象施設	幼稚園 保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業
	対象となる子供	<p>3～5 歳児クラス：全ての子供たちの利用料が無料 ※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、月額 2.57 万円まで ※企業主導型保育事業については、標準的な利用料の金額が減額 ・対象期間は、原則、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間。 ・通園送迎費、食材料費、行事費等は保護者負担 ただし、食材料費については、 年収360万円未満相当世帯は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除 全世帯の第3子以降は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除</p> <p>0～2 歳児クラス：住民税非課税世帯は無料 ※企業主導型保育事業については、標準的な利用料の金額が減額</p>
幼稚園の預かり保育を利用する子供	対象施設	幼稚園の預かり保育
	対象となる子供	<p>3～5 歳児クラス：最大月額 1.13 万円まで無償 ○幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円まで無償。 ※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けの必要があり、その際、就労等の要件を満たす必要がある</p>
認可外保育施設等を利用する子供	対象施設	認可外保育施設
	対象となる子供	<p>3～5 歳児クラス：月額 3.7 万円まで無償 0～2 歳児クラス：住民税非課税世帯が対象。月額 4.2 万円まで無償 ※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けの必要があり、その際、就労等の要件を満たす必要がある ※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となる ※認可外保育施設は、都道府県に届出し国が定める基準を満たす必要あり（5年間の猶予期間あり）</p>
就学前の障害児の発達支援を利用する子供	対象施設	障害児の発達支援
	対象となる子供	<p>満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間 ・幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合は、両方とも無料 ・利用料以外の費用（医療費、食材料費等）は保護者負担</p>

- 幼児教育・保育の無償化により、従来から新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の原則3歳以上の子供の保育料が無料になるほか、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。





## 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法により、都道府県は、質の高い幼児期の学校教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）、そしてそれらを定める単位となる区域の設定を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされています。

都は、本計画に基づき、区市町村が地域の実情に応じて、教育・保育の提供体制を整備できるよう支援しています。

### (1) 都道府県設定区域の設定

- 区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域」として、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。
- 都道府県は、教育・保育の「量の見込み」「確保方策」を定める単位として、区市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接区市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することとされています。
- 都道府県は、認定こども園や認可保育所の認可・認定の判断を行う際、都道府県設定区域における利用定員の総数が、当該年度の必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになるまで、原則として、認可・認定を行います。そのため、都道府県設定区域は、この需給調整の判断基準となることも踏まえて設定する必要があります。

## ＜都における区域設定＞

<p>1号認定</p> <p>〔3歳以上で、幼稚園等での教育を希望〕</p>	<p>都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。</p> <p>また、新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されていない。</p> <p>よって、都全域を一つの区域設定とする。</p>
<p>2・3号認定</p> <p>〔0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望〕</p>	<p>保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になるおそれがある。</p> <p>また、区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。</p> <p>よって、区市町村が設定する区域と同一とする。</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。また、認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。</p> <p>よって、区市町村ごとに1区域とする。</p>

## (2) 量の見込みと確保方策

- 区市町村は、必要とする全ての家庭が質の高い幼児期の学校教育・保育を利用できるよう、地域の実情に応じて計画的に基盤を整備していく役割を担っています。
- そのため、区市町村は、子ども・子育て支援法に基づいて策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域における教育・保育の利用状況や利用希望を調査し、教育・保育提供区域ごとに、認定区分別の必要利用定員総数と、これに対応した教育・保育の提供体制の確保内容等を定めています。
- 都道府県は、区市町村がその役割を適切に果たせるよう、区市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、広域調整を行った上で、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を計画に定めることになっています。

## ＜都における量の見込みと確保方策＞

### (1) 教育・保育について

- 都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、待機児童を解消しその状態を継続するため、地域の実情に応じた区市町村の積極的な取組が進むよう、必要な支援策を講じていく。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業について

- 子ども・子育て支援法において、実施主体である区市町村の計画に記載することとされており、都道府県計画には記載が求められていない。また、「量の見込み」や「確保方策」の算定は、区市町村ごとに集計方法が異なる。
- しかし、都は、区市町村の計画的な取り組みを支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込むこととした。

## 「未来の東京」戦略(令和3年3月)

東京都では、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤として、2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『未来の東京』戦略を策定しました。

### ◆ 2040年代の東京の姿「ビジョン」と2030年に向けた「戦略」

#### ビジョン01 子供 (Children)

子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京

##### 目指す2040年代の東京の姿

- 子供の目線に立ち、子供に寄り添った政策やまちづくりが徹底され、「社会の宝」である子供の笑顔で一杯のまちが実現
- 社会全体でのサポートにより、子育てに関するあらゆる負担が解消され、子供を産み育てたいという希望を持つ人で溢れている
- 多様な子育て施設存在に加え、テレワークなど子育てに優しい働き方が基本となり、「長時間労働」、「待機児童」は死語に
- 子供を産み、育てることが社会全体の喜びとなっている。その結果、合計特殊出生率が先進国最高水準の2.07となり、少子化からの脱却に成功



##### 2030年に向けた戦略

### 戦略1 子供の笑顔のための戦略

子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京



子供が笑顔になると、周りの人も自然と笑顔になる。子供目線に立って、出産・子育てに関わる家族の負担を社会全体で支え、子供が過ごしやすい地域のまちづくりを進めるとともに、社会のマインドチェンジを図ることで、子供が笑顔で、子供を産み育てることに喜びを感じる人で溢れる社会を目指す。

#### 1 子供や子育て世帯に寄り添い、あらゆる負担を徹底的にサポートする

- 子供が健やかに育つことができるよう、産前から出産、子育てが終わるまで、子育て世帯が直面する様々な困難に寄り添い、切れ目なく、多面的な支援を徹底する。
- 「子供を大切に」視点から、都が率先して子供の声に耳を傾け、子供目線に立った政策を展開する。

#### 2 子供目線に立って、身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する

- 子育て環境の整備や、公園や遊び場など子供が過ごしやすいまちづくりなど、地域での健やかな子育てに全力で取り組む区市町村を、都が強力に支援する。
- 産官学民の様々な力を結集し、子供や子育て世代に優しいまちを創出する。

#### 3 「チルドレンファースト」を社会に浸透させる

- 「子供を大切に」ことを最優先とする社会に向け、産官学民が協働したムーブメントを展開し、社会全体のマインドチェンジを図る。
- 若い世代が「子供と触れ合い、子育ての楽しさと大切さを学ぶ」教育を推進する。

(『未来の東京』戦略) 50・116ページより抜粋)

◆ 「未来の東京」戦略 version up 2023

**子ども・子育て支援政策の推進** **次世代へ希望を引き継ぐ社会の実現** 戦略 1・2・3・5・7

➤ 各局の垣根を超え、あらゆる政策を総動員し、「静かなる脅威」である少子化の問題に真正面から取り組むとともに、仕事と子育ての両立やサポートが必要な子供の様々な状況に応じた支援を展開して、次世代を担う子供たちに輝く未来を継承する

**1. 一刻の猶予も許されない少子化対策・子育て支援に対し、大胆に政策を拡充**

結婚	妊娠・出産	乳幼児期	学齢期以降	18歳以降
<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結婚支援ポータルサイトによる結婚情報の発信</li> <li>応援イベントや部内の企業等と連携した取組</li> <li>大学生等を対象としたライフデザインセミナーの開催</li> </ul>	<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都出産応援事業</li> <li>不妊治療費助成</li> <li>妊婦支援ポータルサイト</li> <li>AIコンセプションケアの取組</li> </ul>	<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育の特種児童対策</li> <li>第2子以降の保育料の軽減</li> <li>医療費助成事業（乳児～中学生）</li> <li>東京都子育て支援住宅認定制度</li> </ul>	<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校等授業料軽減支援</li> <li>奨学生奨励金交付</li> <li>東京都立学校等給付型奨学金</li> <li>都立高校等における給付型奨学金</li> </ul>	<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国に先駆け、都立大及び都立産技高専において授業料を実質無償化（18年度実施）</li> </ul>
<p>とうきょうママパパ応援、働くママ育児応援、育児の推進</p>				
<p><b>0～18歳の「子育て」応援の給付金</b>・0～2歳児 第2子保育料を無償化・私立中学校等授業料の負担軽減</p> <p>月額5万円（年6万円） O18サポート 10万円</p> <p>子育て情報共有アプリ「とうきょう子育てスイッチ」のコンテンツを充実</p> <p>「東京都出産・子育て応援事業」と「とうきょうママパパ応援事業」を連携し切れ目なく支援</p> <p>結婚届出時 2万円 → 6万円 出産届出時 10万円を継続 パーティーサポート（1歳又は2歳に1万円 → 6万円） 家事・育児サポート（利用対象拡大）</p> <p>対面相談等の拡充、思春期に有効な情報等を集約したHPでの普及啓発、都立高校等における産婦人科医の活用拡大等取組を充実</p>				
<p><b>結婚を希望する方への後押し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A Iマッチングや都府県等を活用した交流イベントの開催、Webによる個別相談、区市町村事業と連携した取組等により結婚を望む方を支援する結婚支援マッチング事業を展開（結婚相談所連携）</li> <li>「結婚」「仕事」「子供」の未来を含めたライフデザインを楽しく描けるオンラインプログラム開発</li> <li>マッチングアプリに関する消費者被害対策を推進</li> </ul>				
<p><b>不妊治療等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不妊治療に関する特別休暇等導入企業への助成や社会的適応による産後ケア費用の助成</li> <li>社会的適応の不妊治療への支援に向けた調査等を行い、ガイドラインを策定</li> <li>妊婦健康に係る認知症検査の公費負担助成の拡充</li> <li>AIコンセプションケアの講習会参加者へのAMH検査の実施等費用を助成</li> </ul>				
<p><b>子育て世帯の負担軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問を中心としたアウトリーチ型支援により子育て世帯の困窮・孤立対策を強化</li> <li>子供家庭支援センターと母子保健部門の体制を強化</li> <li>認可保育所等において育児相談を実施するなど在宅子育て世帯の育児不安を軽減</li> <li>看護師等の配置を支援するなど、認定保育所における保育力を強化</li> <li>保育に特化した特設サイトの設置などにより、保育人材の確保を推進</li> <li>子供の預け先を踏まえ「遊び場」の創出に係る区市町村の取組を強力に支援</li> <li>多様な体験・経験に魅力あふれることで、一歩前進 保護者の就労等に関わらず保育の確保共通のプログラムを策定・展開</li> </ul>				
<p><b>子供の安全を確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故事例データの収集やAI等を活用した分析、子供の事故情報データベースの構築等を実施</li> <li>送迎バスの安全性確保等安全対策の取組を支援</li> </ul>				
<p><b>医療費の負担軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費助成事業（高校生等）を開始</li> </ul>				
<p><b>新婚・子育て世帯への住宅供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「東京でもすくすく住宅認定制度」として認定制度を再構築し、直接補助等により子育て世帯に配慮した認定住宅の供給を促進するほか、既存住宅における子供の安全を確保するための改修費用への支援を実施</li> </ul>				
<p><b>区市町村への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情等に応じて行う少子化対策を積極的に後押し（結婚支援、育児と仕事との両立支援、遊い事支援等）</li> </ul>				

**子ども・子育て支援政策の推進** **次世代へ希望を引き継ぐ社会の実現** 戦略 1・2・3・5・7

**2. 仕事と子育ての両立に向けた社会づくり**

女性の就労支援	家事・育児負担軽減	就労環境の整備	女性のキャリアアップ応援
<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非正規雇用女性の等向け合同就職面接会</li> <li>「女性いごと応援テラス」によるセミナーや就業相談</li> <li>育児等で困難に女性を対象としたデジタルスキルに特化した職業訓練</li> </ul>	<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「T E A M家事・育児」リサーチによる家事・育児に役立つ情報の発信</li> <li>とうきょうママパパ応援事業による家事負担軽減</li> <li>働くママ育児応援事業（働くママ / パパ コース）</li> </ul>	<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>働く環境の改善等に取り組む企業への奨励金</li> <li>職場環境の整備に関する研修会</li> <li>企業の働き方改革を支援する専門家の派遣</li> <li>フェムテックの活用事例紹介</li> </ul>	<p><b>主な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性管理職を育てる意識啓発セミナー・コンサルティング</li> <li>管理職を目指す女性等を対象としたキャリアアップ応援</li> <li>働く女性のキャリア形成についての講演会や男性管理職向け研修</li> </ul>
<p><b>女性の活躍</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生きやけくし方、働き方などの前提となる国の制度の課題や民間における現場の実態等を議論する有識者会議を設置し、特に女性の活躍推進に向けた取組を検討</li> <li>「女性いごと応援ナビ」を運用し、「オンラインキャリアカウンセリング」や「おしごと紹介」を運用実施するほか、自身の可能性を見出すための「女性いごとE X P O」を開催</li> <li>「年収の壁」により、就業調整しながら働く女性等に対し、税や社会保障制度等の雇用関連制度に関する情報を発信</li> <li>都民公報によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に関する啓発動画を、各種広報媒体を用いて普及</li> </ul>	<p><b>女性の健康課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の健康課題を解決するためのフェムテックに関する新製品の開発・改良、及び普及を行う企業等を支援</li> <li>女性特有の健康課題と仕事の両立をテーマにアンケートを行い、好事例を発信していく取組を実施</li> <li>「女性が働くT O K Y O 話話会」において、芸術文化分野における女性活躍の状況や好事例等を紹介</li> <li>女性の活躍推進について情報取組を行っている企業や団体等を表彰し、就労サイトなど、多様な媒体で広く発信</li> </ul>		
<p><b>両立の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性従業員に一定期間有業をさせ、夫婦双方の育業計画を作成した企業に奨励金を支給（育業によるパー・アップ取組事業α/βと協力！ママコース）</li> <li>男性育業フォーラムやオンラインセミナーを開催するとともに、男性の育業取組率平均50%以上を達成した企業等に登録マークを付与し、取組内容をウェブサイトで紹介</li> </ul>	<p><b>育業しやすい環境整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育業しやすい環境整備を行うとともに、複数の男性従業員に一定以上の育業をさせた企業に奨励金を支給</li> <li>男性の育業を推進し、家事育児への参加を促進するため、新たに父親向け子育てデジタルブックを作成することで、育児と仕事の両立を支援</li> <li>20～40代の男性が多く就労するスポーツに、基点を当て、プロスポーツチームと連携した男性の家事・育児参加のP R活動を展開</li> </ul>		
<p><b>就労環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員へのライフイベントを支援する取組や、スキルアップ支援のための職場環境づくり取組など、企業の優良事例をW E Bサイトで情報発信</li> <li>正規雇用転換後も安心して働き続けられる職場整備を行うとともに、結婚・育児を支援する制度を整備した企業に助成金を上乗せして支給</li> <li>従業員へのエンゲージメントの向上や結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃上げに取り組む企業に対して奨励金を支給</li> <li>従業員が不妊治療・不育症治療に活用できる休暇制度を整備した企業に対し、奨励金を支給</li> </ul>	<p><b>スキルアップ支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スキルアップ休暇などの制度を導入した企業に対して奨励金を支給するほか、従業員への結婚・妊娠・出産・子育て等のライフプランニングやスキルアップを支援する企業向けに専門家を派遣</li> <li>非正規雇用で働く女性等のキャリアアップを支援するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施</li> <li>育業を後押しするため、育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成</li> </ul>		

（『未来の東京』戦略 version up 2023」 18・19 ページより抜粋）

3. 全ての子どもが自分らしく、健やかに成長できる社会づくり

<p><b>主な取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や教育現場における施策</li> <li>区市町村の教育支援センターや不登校特例校の設置支援</li> <li>不登校等を経験した生徒に学びの場を提供するチャレンジスクールの設置</li> </ul>	<p><b>医療的ケア児への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアを実施する都立特別支援学校数の拡大</li> <li>医療的ケア児支援センターを区部・多摩に開設</li> <li>保育所等における受入体制整備</li> </ul>	<p><b>困難を抱える子供等へのサポート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中高生に向けて相談窓口を記載したポケット相談メモを配布</li> <li>ヤングケアラーに対するピアサポート等の支援の推進</li> <li>総合的なため対策の推進</li> </ul>	<p><b>児童相談体制や社会的養育機能の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村の子供家庭支援センターの体制強化</li> <li>都児童相談所の体制強化</li> <li>児童養護施設機能の強化</li> <li>施設入所児童の自立支援</li> </ul>
<p><b>不登校・いじめ対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不登校対応専門教員の配置や、校内の別室であれば登校できる児童・生徒への支援の充実</li> <li>体験活動プログラムの提供を通じた社会的自立支援</li> <li>いじめの早期発見と深刻化の防止に向けた、教職員への対応力の強化や専門性の向上策の実施</li> </ul>	<p><b>得意な才能ある児童・生徒に対し、現行の理数分野に加え、新たに芸術分野も支援</b></p>	<p><b>困難を抱える生徒の特性を把握し、一人ひとりに合った就労支援を実施</b></p>	<p><b>フリースクール等に通う子供や支援団体へのアウトリーチ型ピアリング、国内外の先進事例調査等を通じて、子供目線に立った政策を企画立案・実施</b></p>
<p><b>ヤングケアラーへの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングケアラーの社会的認知度を向上させる様々なコンテンツを当事者等と共に制作し、デジタルを活用した情報発信を推進</li> <li>小中学校のスクールソーシャルワーカー活用を一層促進するとともに、都立高校のユースソーシャルワーカー（主任）を増員</li> <li>オンラインサロンやピアサポート等を行う団体への支援を拡充</li> </ul>	<p><b>年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進</li> <li>区立児童相談所の設置が進められているものの、緊急や重篤性を認め、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化</li> <li>児童相談を担う人材の配置・育成や予防的支援の取組についても支援を実施</li> </ul>	<p><b>日本語指導教室の設置など区市町村が行う外国人の子供の就学支援に関する取組を促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供とその保護者の関与により適切な支援や情報につなぐ「多文化キッズコーディネーター」を配置する区市町村をサポート</li> <li>子供が思い交える「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援</li> </ul>	
<p><b>東京都自立相談ダイヤルについて、相談体制を更に強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学等向け自立対策用動画コンテンツの作成等、若年層対策を強化</li> </ul>	<p><b>医療的ケア児の保育所等における受入のため、看護士の配置等に対する支援を拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアコーディネーター支援体制及び訪問看護ステーション体制の整備促進</li> <li>障害者（児）ショートステイ事業により医療的ケア児等の短期入所の受入れ先不足へ対応</li> </ul>	<p><b>日本語を母語としながら子供</b></p>	

都市が発展する力の源泉である「人」への様々な支援を展開し、次世代を担う子供たちに輝く未来を継承

子供の目標を大切にしたい取組が求められる中、未来の東京を担う子供たちの声に耳を傾け、不断に対話するとともに、多様な主体と連携し、チルドレンファーストの社会を実現する

<p><b>官民一体となった「こどもスマイルムーブメント」を戦略的に展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもスマイル大冒険のバージョンアップ</li> <li>こどもスマイルムーブメント計画企業・団体と一体となって、子供たちの興味・関心が高い事項を「共通テーマ」として設定し、様々な取組を実施することで、ムーブメントとしての一体感を創出</li> </ul>	<p><b>子供をあらゆる場面で権利の主体として尊重</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都こども基本条例の理解促進</li> <li>条例を分かりやすく伝える解説動画を子供と一緒に制作</li> <li>ハンドブックや動画等を活用しながら、国内外に情報発信するとともに、ワークショップを開催し条例の理解を促進</li> <li>様々な状況の子供が意見を表明するための取組</li> <li>子供アドボカイト検討委員会（仮）を設置し、児童相談所が関与する子供の意見表明等を支援する仕組みを検討・構築</li> <li>施設等に措置されている幼児や障害児に対する権利啓発や相談方法の周知のための取組を推進</li> </ul>
--	---

こどもスマイルムーブメント計画企業・団体のアクションを促進

社会の多様な主体と連携し、社会全体で子供をサポートする

こども未来会議における幅広い視点での議論

<p><b>未来を担う子供との双方向コミュニケーション・情報発信の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な手法で子供の意見を聴く仕組みを構築</li> <li>子供や保護者の意見を体系的に収集し、都政に取り入れるため、子供版都政モニターを設置するとともに、デジタルツール等も活用し意見収集を実施</li> <li>子供政策の形成等に活用するため、子供に関する定点調査を開始</li> <li>東京都こどもホームページのバージョンアップ</li> <li>子供たちが、東京に魅力や愛着を感じ、都政に興味・関心を持ってもらうよう、遊び・学びの要素を織り交ぜ、子供の目線でコンテンツを充実</li> </ul>	<p><b>区市町村と緊密に連携し、地域の子供の笑顔につながる取組を推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村の先駆的・分野横断的な取組支援を強化</li> <li>地域のニーズに応え、子供の目標を取り入れた取組や地域における少子化対策を支援</li> </ul> <p><b>R4年度における取組事例</b></p> <table border="0"> <tr> <td> <p><b>【江東区】</b></p> <p>障子紙の整備と整備後の活用イベントに区民が参加する仕組みを講じ、子供達の自然体験や地域内・子育て世代同士の交流促進を実現</p> </td> <td> <p><b>【清瀬市】</b></p> <p>児童館・図書館等の複合施設とオープンスペースである中央公園を一体的に整備し、子供を中心とした多世代交流拠点を実現促進を実現</p> </td> </tr> </table>	<p><b>【江東区】</b></p> <p>障子紙の整備と整備後の活用イベントに区民が参加する仕組みを講じ、子供達の自然体験や地域内・子育て世代同士の交流促進を実現</p>	<p><b>【清瀬市】</b></p> <p>児童館・図書館等の複合施設とオープンスペースである中央公園を一体的に整備し、子供を中心とした多世代交流拠点を実現促進を実現</p>
<p><b>【江東区】</b></p> <p>障子紙の整備と整備後の活用イベントに区民が参加する仕組みを講じ、子供達の自然体験や地域内・子育て世代同士の交流促進を実現</p>	<p><b>【清瀬市】</b></p> <p>児童館・図書館等の複合施設とオープンスペースである中央公園を一体的に整備し、子供を中心とした多世代交流拠点を実現促進を実現</p>		

（『未来の東京』戦略 version up 2023」 20・21 ページより抜粋）

○ 本計画は、『未来の東京』戦略を推進する計画として、こうした視点や考え方を踏まえ、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。

## こども未来アクション(令和5年1月)

東京都では、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」となる「こども未来アクション」を策定しました。

### 子供の笑顔あふれる東京へ

#### 「こども未来アクション」を策定

- 子供の笑顔は未来への希望であり、「子供の最善の利益」という観点から、子供政策のあり方を捉え直し、子供との対話から得られた声を中心に据えて、取組を体系的に取りまとめ

策定に当たっては、4歳から18歳までの2,500人を超える子供から、様々な工夫を凝らして生の声を聴き取り

子供の居場所におけるアヒング SNSを活用したアンケート 出前授業

子供との対話を実践しながら、都庁一丸となって子供目線に立った政策を練り上げ

【政策の柱4】  
多様な主体と連携し、子供の  
笑顔を育むア  
クションを展開

産官学民の協働により、社会全体で子供を大切にす  
る気運醸成や社会  
課題の解決に向けた取組を戦略的に展開

【主な取組】  
こども未来グループ  
の要となる地  
区、区市町村の先  
駆的・組織横断的  
な取組支援等

【政策の柱1】誰一人取り残さない視点から、子供へのサポートを強化  
困難な環境にある子供や、長期化するコロナ禍により心身に影響を受けてい  
る子供への支援を一層充実

【主な取組】しんめい対策、不登校児童・  
生徒対策、児童虐待防止対策、医療的  
ケア児への支援等

【政策の柱2】  
子育て世代に  
寄り添い、妊娠・  
出産・子育てを  
全力で応援

子育て世代が、い  
かなる状況にあつ  
ても安心して子供を  
産み育てられるよ  
う、切れ目のない  
体系的な支援を  
強化

【主な取組】  
妊娠を考慮する方等  
への支援、妊娠・出  
産への支援等

#### 組織横断の推進チームによるリーディングプロジェクト

既存の枠組みでは対応が困難な課題に対して組織横断的に取り組む「子供を主体」として捉えたリーディングプロジェクト

乳幼児期の子育ち

子育てのつながり  
創出

子供の笑顔につな  
がる「遊び」の推進

子供を事故から  
守る環境づくり

ヤングケアラーを  
支える

日本語を母語としな  
い子供を支援

ユースヘルスケア

学齢期の子育ち

【政策の柱3】「東京型教育モデル」により、教育の質を向上

子供一人ひとりの個性や能力に向き合い、きめ細かくサポート

【主な取組】東京の強みを活かして子供目線を大  
切にする学び、一人ひとりの個性や能力を最大限に  
伸ばす学び等

区市町村やNPOなど地域における多様な主体とも協働・連携して新たな課題に柔軟に対応できるよう、地域の実情に応じた独自の取組を支援

今後も「こども未来アクション」を活用して、継続的に子供との対話を実践し、子供政策をバージョンアップしていく

(『未来の東京』戦略 version up 2023」 22 ページより抜粋)